

第9回美深町農業委員会

総 会 議 事 録

(令和2年12月28日)

午後1時30分開会

◎議事日程

- 第1 議事録署名委員の指名について
第2 諸般の報告(推薦委員、事務局)
第3 報告第1号 農業委員会法改正5年後調査について
第4 議案第1号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農地利用集積計画の決定につ
いて
第5 議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について
第6 議案第3号 水利権地位継承届出等に係る証明について
第7 その他 農業委員会の法令遵守の申し合わせ

◎出席委員 (10名)

- 1番 菅野能弘
2番 長谷川和夫
3番 佐藤能將
4番 樋口國先
5番 加川可名子
6番 神野充布
7番 杉田文枝
8番 山下博史
9番 瓜田晃
10番 藤本博

◎農業委員会事務局

- 事務局長 山崎義典
事務局次長 中村稔
副主幹 村田絵美

◎開会宣言

藤本会長 | ただいまの出席委員は10名出席です。全員出席です。定数に達しておりますので、ただいまから第9回美深町農業委員会総会を開会します。これから本日の会議を開きます。本日の議事日程は、お手元に配布のとおりでございます。

◎日程第1 議事録署名委員の指名について

藤本会長 | <日程第1>議事録署名委員の指名を行います。会議規則第18条の規定により、本日の議事録署名委員に9番瓜田代理、1番菅野委員にご指名いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」という者あり)

藤本会長 | ご異議がないようでありますので瓜田代理、菅野委員を議事録署名委員に決定いたしました。

◎日程第2 諸般の報告について

藤本会長 | <日程第2>諸般の報告を行います。委員のみなさまから報告事項があれば発言してください。ありませんか。

(「なし」という者あり)

藤本会長 | ありませんので、次に事務局より報告いたします。

村田副主幹 | はい、副主幹。

藤本会長 | はい、副主幹。

村田副主幹 | それでは、2ページをご覧ください。第8回総会以降の経過報告になります。11月30日令和2年美深町議会第6回臨時会が開催されております。山崎局長と中村次長が出席をしております。12月10日、17日、24日令和2年度農業簿記勉強会、本年度も〇〇さんを講師としまして、6名の参加報告をいただいておりますが、農業経営研究会と開催日が重なりまして、出席が難しい方もいらっしゃると思います。開催日の変更を今後検討しまして開催して行きたいと思っております。7日第4回女性農業者のつどい、農業振興センターで開催しております。加川委員、杉田委員、中村次長、私が出席をしております。女性農業者と関係機関、あわせて18名の出席をいただきました。上川農業改良普及センター上川北部支所の協力をいただきまして、トマトや南瓜、アスパラなどの根について勉強しております。15日から18日令和2年美深町議会第4回定例会が開催されております。藤本会長、山崎局長、中村次長が出席をしております。10日令和3年美深町農業振興施策に関する意見書の提出、役場町長応接室で行いまして、藤本会長、瓜田代理、杉田委員、山崎局長、中村次長、私が出席をしております。前回の総会で決議しております意見書を町長へ提出しました。28日本日、農業委員会広報誌「おおぞら第21号」発行と第9回美深町農業委員会総会です。続きまして第9回総会以降の予定です。1月7日、14日、21日、28日令和2年度農業簿記勉強会、こちらにつきましては、毎週木曜日と記載しておりますが、1月集まったときに日程を検討しまして開催していきたいと思っております。第10回農業委員会総会ですが、1月25日月曜日に開催したいと思っておりますが、日程はいかがでしょうか。

それでは第 10 回総会は 1 月 25 日に開催をいたします。来年 2 月の予定になりますが、2 月 3 日令和 2 年度後期定期監査、監査委員による監査となります。事務局で対応します。経過報告は以上です。

藤本会長

ただいまの報告に対し、ご質疑があれば受け賜ります。ごさいませんか。

(「なし」という者あり)

藤本会長

次に事務局長より報告いたします。

山崎局長

はい、局長。

藤本会長

はい、局長。

山崎局長

私の方から議会の関係について、内容について報告させていただきたいと思えます。まず、11 月 30 日令和 2 年第 6 回臨時会が開催されました。内容につきましては、町長等の給与に関する条例等の一部を改正する条例、2 本目として職員の給与に関する条例の一部改正について、内容については国家公務員給与の改正に準じた改正ということになってございます。次に、令和 2 年第 4 回定例会、こちらは 12 月 15 日、18 日 2 日間行われました。まず、行政報告の関係ですが、瀬尾医院の閉院について、11 月の大雨災害について、この 2 本が行政報告が行われておりました。一般質問につきましては、小口議員、岩崎議員、田中議員、名取議員の 4 名の一般質問がございました。この中では、田中議員から子供をかかえる農業者の働きやすい環境づくりに向け、新たな支援策の必要性をどのように認識しているかという質問がなされたところでございます。議案の内容につきましては、条例改正が 2 本、第 6 次総合計画、指定管理が 3 本、定住自立圏形成協定の一部変更、広域事務組合の規約変更、一般会計と 6 特別会計の補正予算となっております。この中では一般会計が 2 億 2,500 万円ほどの減額となりました。こちらの主な内容につきましては、新型コロナウイルス感染症影響で事業等ができなくなったものについて減額補正というかたちになっております。18 日に可決成立というかたちになっております。以上です。

藤本会長

ただいまの報告に対し、ご質疑ございませんか。

藤本会長

なければ次に進みます。

◎日程第 3 報告第 1 号

藤本会長

<日程第 3>報告第 1 号農業委員会法改正 5 年後調査についての報告を求めます。事務局より説明願います。

村田副主幹

はい、副主幹。

藤本会長

はい、副主幹。

村田副主幹

それでは、3 ページをお開きください。報告第 1 号農業委員会法改正 5 年後調査について、一般社団法人全国農業会議所から依頼のあった「農業委員会法改正 5 年後調査」について、回答したので報告します。1 調査・回答内容、別紙のとおり、4 ページからになります。2 報告、会長専決により、インターネットで回答しております。今回の調査につきましては、全国農業会議所から依頼がありました。農業委員会法は、正式には農業委員会等に関する法律といいますが、農業委員会組織や運営などの規定がされております。平成 28 年

に大きな改正がありまして、改正から 5 年を迎えるにあたり、農業委員会の活動にどのような効果が生じ、課題があるか、今後の改善を目的とした調査となります。調査内容は、農業委員の選任方法や認定農業者の過半要件、農地制度などありまして、別紙 4 ページから 13 ページまでありますので、後ほどご確認いただければと思います。報告は以上です。

藤本会長

報告第 1 号について、ご質疑、ご意見を受け賜わります。
ありませんか。

(「なし」という者あり)

藤本会長

ご質疑等が内容でありますので、報告第 1 号農業委員会法改正 5 年後調査については、報告済みといたします。

◎日程第 4 議案第 1 号

藤本会長

<日程第 4>議案第 1 号農用地利用集積計画の決定についてを議題に供します。事務局より説明いたします。

村田副主幹

はい、副主幹。

藤本会長

はい、副主幹。

村田副主幹

それでは、14 ページをお開きください。議案第 1 号農業経営基盤強化促進法第 18 条の規定による農用地利用集積計画の決定について、農業経営基盤強化促進法第 18 条規定により、美深町長より決定を求められた令和 2 年度第 8 号農用地利用集積計画について審議を求めます。

整理番号 31 番、貸主、〇〇〇〇〇〇△条△丁目△△△△番地△△ 〇〇〇〇さん、借主、字〇〇△△△番地 〇〇〇〇さん、土地の所在、美深町字〇〇△△△番△、地目、公簿田、現況田、面積△, △△△㎡、外△筆、合計△筆、合計面積△△, △△△㎡の賃貸借です。期間は令和 3 年 1 月 1 日から令和 8 年 12 月 31 日、小作料は反当り△, △△△円、年額△△, △△△円です。こちらは賃貸継続の案件です。

説明以上です。

藤本会長

議案第 1 号について審議願います。ご質疑、ご意見を賜ります。
ありませんか。

(「なし」という者あり)

藤本会長

ご質疑等がないようでありますので、議案第 1 号について原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員の挙手あり)

藤本会長

全員賛成です。
よって、議案第 1 号農用地利用集積計画の決定については、原案のとおり可決されました。

◎日程第5 議案第2号

藤本会長	<日程第5>議案第2号農地法第5条の規定による許可申請についてを議題に供します。事務局より説明をお願いします。
村田副主幹	はい、副主幹。
藤本会長	はい、副主幹。
村田副主幹	それでは、15ページをお開きください。議案第2号農地法第5条の規定による許可申請について、農地法第5条の規定による許可申請が、次のとおりありましたので審議を求めます。 整理番号2番、土地所有者、字〇〇△△番地△ 〇〇〇〇さん、転用者、字〇〇△△番地 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇 代表取締役 〇〇〇〇さん、土地の表示、美深町字〇〇△△番△の内、地目、公簿田、現況田、面積△△, △△△㎡の内△△△㎡です。転用の目的は認知症対応型共同生活介護施設の建設、転用の理由は介護保険法に基づく介護保険サービス施設建設用地とします。計画の内容は、施設の建築面積が△△△㎡、所要面積△△△㎡、駐車場等として、所要面積△△△㎡、合計、建築面積△△△㎡、所要面積△△△㎡、工事計画期間は令和3年4月1日から令和4年3月31日までです。別紙資料をご覧ください。1ページが今回申請のあった農地△△番△は、真ん中の広い土地になります。オレンジの線の部分で区切り、小さい部分を転用します。転用する農地は測量も済んでおり、今後分筆する予定です。下は建設する施設の配置図となります。薄くて見にくいですが、赤枠が今回転用する農地で、施設は上の宅地にも渡り建設する予定です。建物の横は駐車場などとして利用します。説明以上です。
藤本会長	議案第2号について審議願います。ご質疑、ご意見を賜ります。ありませんか。 (「なし」という者あり)
藤本会長	ご質疑等がないようでありますので、議案第2号について原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。 (全員の挙手あり)
藤本会長	全員賛成です。 よって、議案第2号農地法第5条の規定による許可申請については、原案のとおり可決されました。

◎日程第6 議案第3号

藤本会長	<日程第6>議案第3号水利権地位継承届出に係るかんがい面積証明についてを議題に供します。事務局より説明願います。
村田副主幹	はい、副主幹。
藤本会長	はい、副主幹。
村田副主幹	それでは、16ページをご覧ください。議案第3号水利権地位継承届出等に係る証明について、水利権地位継承届出等に係るかんがい面積の証明願いが次のとおりありましたので、証明書交付の可否について審議を求めます。整理

番号 1、願出人、美深町字〇〇△△番地 〇〇〇〇〇水利組合 組合長 〇〇〇〇〇さん、使用目的、水利権地位継承届（河川法第 33 条及び第 34 条）の申請のため、水利名称、〇〇川水系〇〇川支流〇〇〇〇川、かんがい面積、総かんがい面積△△. △△ha、証明事項、農業委員会の証明事項は農用地の所在、地番、地目、面積、所有者、耕作者について証明いたします。証明願いは別紙のとおりとなりまして、17 ページから 30 ページまであります。各調書の耕作者、所有者欄が二段書きになっているところがあります。上段で（ ）書きで書かれているのは、前回申請の方で旧耕作者や所有者になります。今回は下段に書かれている方へ変わりますということの書き方になっております。別紙資料をご覧ください。2 ページになります。オレンジ色の丸印は取水口的位置、赤で囲った畑は今回申請のあった農地になります。〇〇〇〇〇水利組合では△△の取水口からポンプアップして、水を利用しています。証明については、各取水口毎に証明を行いますので、1 つの取水口で利用する農地が 1 ヶ所という調書もあります。全部で△△ヶ所取水口を利用する農地等の証明となります。説明以上です。

藤本会長

議案第 3 号について、ご質疑、ご意見を賜ります。

藤本会長

ご質疑等がないようでありますので、議案第 3 号について原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

（全員の挙手あり）

藤本会長

全員賛成です。
よって、議案第 3 号水利権地位継承届出等に係るかんがい面積証明については、原案のとおり可決されました。

◎日程第 7 その他

藤本会長

<日程第 7>その他、農業委員会の法令遵守の申し合わせについてを事務局より説明願います。

村田副主幹

はい、副主幹。

藤本会長

はい、副主幹。

村田副主幹

それでは、31 ページをお開きください。農業委員会の法令遵守の申し合わせですが、昨年、北海道農業会議より農業委員会の法令遵守の申し合わせについて通知がありました。平成 30 年 10 月以降に連続して農業委員会会長による農地違反等の不祥事が発生し、令和元年度全国農業委員会会長代表者集会においては、農業委員会の委員等の綱紀粛正を図っていくことを確認しております。この申し合わせ決議の趣旨に則り、美深町農業委員会として法令遵守申し合わせを毎年確認してまいります。そでれば読み上げさせていただきます。

私たち農業委員は、農業者の公的な代表機関である農業委員会組織の一員として、法令に則り適正に農地制度を運用し、農地利用の最適化を実現する責務を負っている。特に、農地制度に基づく許認可に係る事務については、個人情報に接することも多く、公平・公正な運用はもちろんのこと、個人情報保護も徹底しなければならない。私たち農業委員は、高い倫理観を持ち、法令遵守を徹底するため、下記事項についてここに申し合わせる。1、農業委員会が担っている職務と責任を改めて自覚し、法令に則り適正に農地制度を運用すること。特に、農業委員会法第 31 条の議事参与の権限、同第 33 条の議事公表を適切に実施して、農業委員会の議事の公正さを確保すること。2、農業委員

としての高い倫理観を維持し、法令遵守徹底するため研修等実施すること。

藤本会長 農業委員会の法令遵守の申し合わせについて、ご意見を賜ります。
ございませんか。

3番 佐藤委員 はい、3番。

藤本会長 はい、3番。

3番 佐藤委員 3番、佐藤です。法令遵守ということで、法令違反はどのようなものがあつたのか教えてほしい。

村田副主幹 はい、副主幹。

藤本会長 はい、副主幹。

村田副主幹 こちらの法令違反ですが、農業委員会の会長が関与した事件でありまして、自身に有用な転用許可を出したり、通常自分の農地を議事にかける場合、議事参与の制限で参加できない決まりになっているのですが、参加したまま自分に有意な方へ進めるということです。他にもいろいろとあると思いますが、近年あつたのはこのような事件だったと思います。

藤本会長 他に何かありませんか。

藤本会長 ご意見等がないようでありますので、農業委員会の法令遵守の申し合わせについては、申し合わせ事項のとおり確認しました。引き続き、適正に農地制度を運用し、法令を遵守してまいります。
他に委員のみなさまから何かございませんか。

なければ事務局からありませんか。

◎閉会宣言

藤本会長 以上をもちまして、一切の案件の審議を終了いたしました。第9回美深町農業委員会総会を終了いたします。
大変お疲れさまでした。

※終了 午後1時55分

美深町農業委員会会議規則第19条第2項により署名する。

議長 会長

⑩

署名委員 9 番

⑩

署名委員 1 番

⑩